

神戸市商店街等需要喚起事業支援補助金交付要綱

令和5年4月18日決定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症等による消費の落ち込みを回復し、地域商業の活性化を図るため、商店街等が実施するプレミアム付商品券事業やポイントシール事業等の需要喚起事業を支援する補助金の交付に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 商店街等とは、次のいずれかに該当する団体とする。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会

ウ ア又はイに掲げる団体に準ずる任意の商業者団体で、規約等を定め概ね20以上の構成員で組織され、設立後1年以上を経過し、相当の事業実績を有する団体

エ アからウまでの団体で構成される連合体

オ 神戸市商店街連合会

(2) プレミアム付商品券とは、前払式支払の商品券に一定の割り増しを付与して発行するものとし、発行方式は「電子商品券」又は「紙による商品券」とする。

(3) 電子商品券とは、電子上で支払決済がなされるものとする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、前条に規定する商店街等で、神戸市経済観光局商業流通課の補助対象団体として登録されている団体とする。なお、補助事業の参加店舗が1団体につき概ね10店舗以上であることを要件とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が実施するプレミアム付商品券事業、ポイントシール事業又はそれに類する事業で、市長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で交付し、補助率及び補助上限額は別表2に定めるとおりとする。

2 補助金の額の算出にあたり千円未満の端数が生じる場合は、千円未満の端数を切り捨てる。

3 補助対象経費に係る収入がある場合は、その金額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助事業の実施期間)

第7条 発行するプレミアム付商品券等の利用期間は、交付決定を受けた日から令和5年10月31日までとする。なお、補助対象期間は、交付決定を受けた日から令和5年11月30日までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、この要綱に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 経費の内訳が分かる見積書
- (5) 参加団体名簿（様式第4号）
- (6) 定款又は会則
- (7) 構成員名簿
- (8) その他、市長が必要と認める書類

2 前項による交付の申請は、補助対象者1団体につき1回とする。なお、神戸市商店街連合会が実施する当該補助事業に参加する団体は、1回の申請をしたものとみなす。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付の申請があった場合において、当該申請内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付決定通知書（様式第5号）又は不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に対し通知する。

2 市長は、交付の決定を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の概算払い)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。市長は、その請求内容が適当と認めたときは、補助事業者に対し市長が認める範囲において概算払いで補助金を交付する。

(補助事業の変更等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容等を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第8号）又は中止承認申請書（様式第9号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を変更承認通知書（様式第10号）又は中止承認通知書（様式第11号）により、補助事業者に対し通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第12条 補助事業者は、次に掲げる書類を補助事業が完了した日から30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（様式第12号）

- (2) 実績概要書（様式第 13 号）
- (3) 収支決算書（様式第 14 号）
- (4) 事業に要した収支を証する書類
- (5) 事業の実施状況や成果物を証する書類
- (6) その他、市長が必要と認める書類

（交付額の確定及び精算）

第 13 条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、書類の審査を行い、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、交付額確定通知書（様式第 15 号）により、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。ただし、補助金の交付確定額は、交付決定通知書に記載された額を上限とする。

- 2 市長は、補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いによって交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。
- 3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で返還しなければならない。

（補助金の請求）

第 14 条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助交付請求書（様式第 16 号）を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (5) 補助事業者の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令、条例若しくはこの要綱の規定に違反したとき又はこの要綱の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、交付決定取消通知書（様式第 17 号）により、速やかに補助事業者に対しその旨を通知するものとする。
 - 4 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（補助の条件）

第 16 条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象事業が予定の期間に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業者の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 18 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

(補助対象経費)

事業費	<p>商品券のプレミアム分、ポイント還元分</p> <p>※プレミアム率及びポイント還元率は、売上金額の20%以内とする</p>
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷費 (商品券、ポイントシール台紙等) ・広報費 (ポスター作成、チラシ作成、ホームページ作成、その他広告宣伝費) ・委託費 (商品券の発行、販売委託、換金事務委託、システム利用、コールセンター委託、その他事業運営委託費) ・手数料 (構成員に対する販売手数料は除く) ・人件費 (構成員にかかる人件費は除く) ・会場借上費、リース費、レンタル費 ・通信運搬費 ・消耗品費 (事業実施のみに要するものに限る) ・その他、市長が認める経費

※ 消費税及び地方消費税は除く

別表 2 (第 6 条関係)

補助対象者	神戸市商店街連合会	左記以外の商店街等	
実施事業	プレミアム付商品券事業	紙による商品券事業 ポイントシール事業等	電子商品券事業
補助限度額	300,000千円	6,000千円	6,900千円
補助率	10/10		

※ 補助限度額のうち、事務費の占める割合は1/3以内とする